

職場による旧姓使用の拒否に対し、損害賠償請求が否定された事例

【文献種別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 平成28年10月11日
【事件番号】 平成27年（ワ）第5802号
【事件名】 氏名権侵害妨害排除等請求事件
【裁判結果】 請求棄却
【参照法令】 民法709条・750条、憲法13条
【掲載誌】 判例集未登載

LEX/DB 文献番号 25544090

事実の概要

原告は、被告の設置する男女共学の中高一貫の私立学校（以下、本件学校）に専任教諭として勤務し、学級担任及び教科の授業を担当していた。原告は、本件学校に勤務して10年ほどで婚姻し、婚姻後は戸籍上の氏を夫の氏に改めた。原告は、婚姻後まもなく給与事務担当者にこの事実を告げた。そのうえで、本件学校長や理事長に対し、職場で婚姻前の氏を通称として使用することを認めてほしいと申し入れたが、本件学校の教職員就業規則においては、氏名、住所等の変更、異動があった場合には、速やかに届出をしなければならない旨規定されていることを根拠に、旧姓使用の拒否が告げられた。その後、組合を通じた交渉の末、原告は、職務遂行上または事務処理上支障がないと認められる書類等について、婚姻前の氏の通称使用を認めるよう願書を提出した。これに対し、被告は、婚姻により改姓した場合は年度内のみ旧姓使用ができ、次年度以降は戸籍上の氏に切り替えることが慣例であるとして、原告に次年度4月1日以降、業務上及び被告が教職員として行動するには戸籍上の氏を使用すること、また改姓届を提出するよう求めた。原告はこれに従い改姓届を提出した。

原告は、旧姓の通称使用を求めて民事調停を申し立てたが不成立に終わったため、時間割表への記載など本件学校での職務遂行に関して、原告の氏名として婚姻前の氏名を使用することを求めるとともに、人格権侵害に基づく不法行為または労

働契約法上の付随義務違反として、損害賠償を請求する訴えを提起した。

なお、原告は、職務上は戸籍上の氏を使用しているが、教室内等では婚姻前の氏を名乗っており、多くの生徒や保護者、及び同僚の教職員からも婚姻前の氏で呼ばれている。

判決の要旨**1 氏名の機能と法的評価**

「氏名は、社会的にみれば、個人を他人から識別し特定する機能を有するものであるが、同時に、その個人からみれば、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するというべきものである」。氏名が、他人との間で個人の「識別特定機能、個人の人格の象徴等の性質を有することに照らせば、氏名を自ら使用することが、いかなる場面で、いかなる目的から、いかなる態様で妨害されたとしても法的な救済が一切与えられないとすることは相当ではなく、その意味で、氏名を自ら使用する利益は、民法709条に規定する法律上保護される利益であるというべきである」。

2 婚姻前の氏を使用する利益

「婚姻前の氏は、婚姻時まで個人を他人から識別し特定する機能を有し、個人として尊重される基礎、個人の人格の象徴となってきた氏名の一部であり」、その使用の妨害に対して、「何らの法的救済が与えられないと解するのは相当ではない」。

「通称として婚姻前の氏を使用する利益は、人格権の一内容にまでなるか否かは措くとしても、少なくとも、上記の意味で、法律上保護される利益であるということができ、これを違法に侵害した場合には不法行為が成立し得る」。

3 戸籍上の氏及び婚姻前の氏への評価

「婚姻によって氏を改めた場合には、新たな戸籍上の氏を有することとなる。この戸籍上の氏は、婚姻前に使用した実績がないものであるが、出生の直後に付与された人の戸籍上の氏名が直ちに個人の識別特定機能を有し、個人として尊重される基礎となり、個人の人格の象徴となるのと同様に、氏の変更後直ちにその名とあいまって上記の機能を有し、個人として尊重される基礎、人格の象徴となるものと解される。」「個人の識別特定機能は、社会的な機能であるところ、戸籍上の氏は戸籍制度という公証制度に支えられているものであり、その点で、婚姻前の使用実績という事実関係を基礎とする婚姻前の氏に比して、より高い個人の識別特定機能を有しているというべきである。」婚姻により改姓する者は戸籍上新たな氏を有するようになるため、婚姻後に旧姓を使用する利益は、「婚姻前に戸籍上の氏のみを自己を特定するものとして使用してきた期間における当該氏を使用する利益と比して、それと同程度に大きなものであるとはいえない」。

4 戸籍上の氏の使用を求める合理性

「職場という集団が関わる場面において職員を識別し、特定するものとして戸籍上の氏の使用を求めることには合理性、必要性が認められるといえることができる。」

また、各証拠から、「婚姻前の氏の使用が広がっていることを踏まえてもなお、いまだ、婚姻前の氏による氏名が個人の名称として、戸籍上の氏名と同じように使用されることが社会において根付いているとまでは認められない」。したがって、「本件のように職場が関わる場面において戸籍上の氏の使用を求めることは、その結果として婚姻前の氏を使用することができなくなるとしても、現時点でそれをもって違法な侵害であると評価することはできない」。

判例の解説

一 本判決の意義

職場における婚姻前の氏、すなわち旧姓の使用をめぐることは、先行する判例として国立大学（当時）での旧姓使用について争われた関口事件（東京地判平5・11・19）¹⁾がある。この判決の段階では、旧姓使用はいまだ社会一般に普遍的なものではないと判断されていた。しかしながら、関口事件から20年以上が経過した現在、職場における旧姓使用についていくつか情勢の変化がみられる。

まず、職場での旧姓使用の広がりである。国家公務員については、2001（平成13）年7月11日、各省庁人事担当課長会議の申合せとして、職員からの申出により職場で使用する文書等²⁾に旧姓記載を行うことが認められ現在に至っている。民間企業における状況についても、財団法人労務行政研究所の調査によると、2016（平成28）年時点で旧姓使用を認めている企業は82.9%であり、そのうち旧姓を使用する選択をする社員がいる企業は98.0%であった³⁾。また、2015（平成27）年12月、夫婦同氏の原則を定める民法750条を合憲とする最高裁決定が出された（最決平27・12・16LEX/DB25447651）。最高裁決定では、合憲判断の根拠として、婚姻前の氏の通称使用が認められる場面が広がっていると説明され、それにより婚姻による改氏の不利益が緩和されていると指摘されていた。

本判決では、このような旧姓の使用に対する社会一般の動向や司法における認識の変化を踏まえ、婚姻前の氏を通称として使用することの法的評価や、職場が労働者に対し戸籍上の氏の使用を強制することの違法性について、裁判所が、関口事件以降改めて判断したものといえる⁴⁾。

二 先行判例との関係

上述のように、本判決の先行判例として、職場での婚姻前の氏の使用を求めた関口事件がある。本件と同様に教育現場での職務における旧姓使用について争われた事件であるが、裁判所はいわゆる通称名や婚姻前の氏名を使用する権利としての氏名保持権について、憲法13条で保障される権利であるとは認めなかった。関口事件は当時でいう国立大学における事件であったため、国家公務

員としての職務における婚姻前の氏の使用について判断された。裁判所は、公務員の職場において婚姻前の氏が国民生活のなかで基本的なものとして根付いていないため、旧姓を通称名として専用することは普遍的とはいえず、人格的生存に不可欠なものということではできないと判断していた。

一方、本判決は私立学校の事案であり、一般の職場における旧姓使用がどのように判断されるかという点で注目された。関口事件では、「公務員としての同一性を把握するため」に公証力の高い戸籍名による取扱いが合理的であると判断していた。本判決では、「職場という集団が関わる場面」、あるいは「職場が関わる場面」として、一般の職場においても職員の識別、特定のために戸籍上の氏の使用を求めることの合理性を認めた。すわなち、本判決を通じ、職員の把握など職場の人事管理を戸籍名によって行うことが合理性を有する範囲は、公職に限らず職場一般に拡大されたといえよう。

三 氏、氏名に関する判断

本件での氏名に関する権利の基本的な認識として、裁判所は氏名に関する従来の判断を踏襲している。裁判所は、いわゆる NHK 日本語読み事件（最判昭 63・2・16 民集 42 卷 2 号 27 頁）における判断にしたがい、氏名の持つ他者との識別及び特定機能に加え、個人からみれば、氏名が個人の人格の象徴として人格権の一内容を構成するとの理解を本件判断の前提とした。また人は氏名を他人に冒用されない権利を有するとして、これへの侵害については損害賠償を求めるとともに、侵害行為の排除及び将来の侵害行為の差止めを求めるとした点も、先行の最高裁判例に沿うものである（最判昭 61・6・11 民集 40 卷 4 号 872 頁）。そのほか本判決では、人の氏名について、氏と名をセットにした「氏名」としてだけでなく、氏名を構成する要素としての「氏」単体についても、同様に法律上保護される利益があると確認している。

これらの氏、氏名への評価は、あくまで戸籍上の氏名一般についてであるが、本件で示されたのは、旧姓すなわち婚姻前の氏の使用に対する判断である。裁判所は、婚姻前の氏について、その使用の妨害については法的な救済が与えられる可能性を示し、通称として婚姻前の氏を使用する個人

の利益も法律上保護され、これへの侵害については不法行為が成立するとした。もっとも、裁判所は、通称として婚姻前の氏を使用する利益が人格権の一内容を構成するかどうかという点については判断せず、また、夫婦同氏の原則に対する先の最高裁の合憲判断と同じく、婚姻前に築いた個人の信用、評価、名誉感情等を婚姻後も維持する利益等は、人格権の一内容となるとまではいえないと判断している。

さらに裁判所は、婚姻後の旧姓使用について法律上保護される利益があることを認める一方で、戸籍が戸籍法に基づく唯一の身分関係の公証制度であることから、個人の同一性を識別する機能において戸籍名より優れたものは存在しないと判断した。したがって、戸籍上の氏には「旧姓よりも高い個人の識別機能がある」ことを根拠に、職場が旧姓使用を制限し、戸籍上の氏の使用を求めることには合理性があると結論付けたのである。

四 学説における展開

氏名に対する権利を氏名権とし、それは人格権を構成するとの見解について、学説上大きな批判はない。氏名権は、初期には氏名の冒用を阻止することが氏名権の内容と理解されたが、その後、氏名に関する裁判の多様性に依拠して、その権利性は発展していく。NHK 日本語読み事件の後には、氏名を正確に呼称される利益をも含むものとして、氏名権の権利性は拡大して解釈された。さらには、関口事件や 90 年代以降の選択的夫婦別氏制度導入の議論を通じて、氏名権の本質は氏名に関する自己決定権へとつながっていったといえる⁵⁾。婚姻前の氏の通称使用の権利についても、二宮氏は、個人が特定の通称だけを社会的にも私的にも一貫して使用していれば、職場等の公的な場面でも通称での取り扱いを保障する義務があるとの主張をしている⁶⁾。

五 平成 27 年 12 月 16 日最高裁決定との関係

夫婦同氏の原則について合憲であるとの判断をした先の最高裁決定では、本件と同様に、「婚姻前に築いた個人の信用、評価、名誉感情等を婚姻後も維持する利益等は、憲法上の権利として保障される人格権の一内容であるとはいえない」とするものの、婚姻に伴う改姓の個人への影響に

ついて以下のように述べている。「従前の氏を使用する中で形成されてきた他人から識別し特定される機能が阻害される不利益や、個人の信用、評価、名誉感情等にも影響が及ぶという不利益が生じたりすることがあることは否定でき」ない。「特に、近年、晩婚化が進み、婚姻前の氏を使用する中で社会的な地位や業績が築かれる期間が長くなっていることから、婚姻に伴い氏を改めることにより不利益を被る者が増加してきていることは容易にうかがえる」。すなわち、民法 750 条に規定される夫婦同氏の原則の下で、婚姻する当事者の一方（多くの場合、女性の側）が、改姓による不利益を被っていることを認めている。

しかしながら結論として、最高裁は民法 750 条につき憲法 13 条、14 条ならびに 24 条に違反するものではないと判示した。その根拠の一つとして、「夫婦同氏制は、婚姻前の氏を通称として使用することまで許さないというものではなく、近時、婚姻前の氏を通称として使用することが社会的に広まっているところ、上記の不利益は、このような氏の通称使用が広まることにより一定程度は緩和され得るものである」と述べている。つまり、最高裁決定では夫婦の一方に必ず改姓をもたらす現行民法 750 条の下で、改姓する者には不利益が生じることを認めつつも、その不利益の緩和のために婚姻前の氏を通称使用に一定の価値を見出したものだと考えられる。このような最高裁の判断があるにもかかわらず、婚姻により改姓した者に対し、職場で旧姓使用を否定し戸籍上の氏での扱いを強制することの合理性を認める本件の判断は、戸籍上の氏のみでの人事管理を広める契機ともなりかねず、「時代逆行」との批判を受けても致し方ないように思われる。

六 おわりに

本件の原告の提出した証拠書類では、本件学校以外の近隣私立校ではすべて旧姓使用が認められていることが確認されており、学校という職場において旧姓使用を認めることは特段珍しいことではない。また、婚姻後の旧姓使用に関する新しい動向もみられる。2016（平成 28）年 5 月 20 日、内閣の「すべての女性が輝く社会づくり本部」が、女性活躍推進法や基本計画に基づき「女性活躍加速のための重点方針 2016」をまとめた。この方

針のなかにおいて「旧姓の通称としての使用の拡大」が盛り込まれたのである。このような情勢や、先の最高裁決定が夫婦同氏の原則につき合憲と判断した根拠の一つを、「旧姓の通称としての使用の広まりにより、不利益は一定程度緩和され得る」としたことから考えると、本判決の結論に疑問が生じないわけではない。原告は、控訴を予定しているとの報道があった。国内の旧姓使用の現状を踏まえ、先の最高裁決定における旧姓使用への評価と整合性のある判断が期待される。

●注

- 1) 判タ 835 号 58 頁、判時 1486 号 21 頁ほか。
- 2) 申合せでは、「文書等」として、(1) 職場での呼称、(2) 座席表、(3) 職員録、(4) 電話番号表、(5) 原稿執筆、(6) 人事異動通知書、(7) 出勤簿、(8) 休暇簿、を挙げており、これ以外にも使用を拡大することを妨げない、としている。
- 3) 財団法人労務行政研究所 2016 年調査。国内 123 社からの回答による。なお、2013 年時点の調査では旧姓使用を認めている企業は 65.4%であった。労政時報 3914 号（2016 年）68 頁以下。
- 4) そのほか、関連する裁判例として、取締役であった女性に対し会社が戸籍上の氏を名乗ることを命じたことにつき、女性の人格権を侵害するものとして慰謝料 50 万円が認められた事案（大阪地判平 14・3・29 労判 829 号 91 頁）があり、同時に減給処分などについて争われている。また、公立高校教諭の人事異動を報じる新聞発表に関して、原告が求めた旧姓での掲載が拒否され、戸籍名で掲載されたことに対する損害賠償請求事件（横浜地裁平 25・6・3 和解）もあるが、和解が成立しておりその内容は公表されていない。後者については、gender&law（GAL）の HP にある判例紹介により知った。
- 5) 氏名権一般については、田中通裕「氏名権の法理」民商 120 巻 4 = 5 号（1999 年）702 頁、川井健「氏名権の侵害」伊藤正己編『現代損害賠償法講座（2）』（日本評論社、1995 年）223 頁ほか。
- 6) 二宮周平「氏名の自己決定権としての通称使用の権利」立命 241 号（1995 年）611 頁以下。

岐阜大学准教授 立石直子